

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ ○ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 ……	福利・給与課	1頁
○ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……	福利・給与課	2頁
○ 一般競争入札について ……	研修企画・支援課	18頁

### お 知 ら せ

令和4年12月20日付け三重県公報号外及び第373号に、教育委員会関係条例、「一般競争入札を行う旨」が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年十二月二十日

三重県知事 一見勝之

#### 三重県条例第五十三号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(略)

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十二年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 百分の百六十七・五</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 百分の百六十二・五</p> <p>2 (略)</p>

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十二・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>2 (略)</p>

(略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正後の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正後の識見を有する者の中から選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正後の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定（次項においてこれらを「新条例の規定」という。）は、令和四年十二月の期末手当から適用する。
- 3 第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正前の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正前の識見を有する者の中から選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正前の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定に基づいて令和四年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年十二月二十日

三重県知事 一見勝之

### 三重県条例第五十五号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域手当)</p> <p>第十五条の二 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六 (略)</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第十五条の二 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六 (略)</p>

七 七級地 百分の三（規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四・七）

3 (略)  
(勤勉手当)

第二十四条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十を乗じて得た額の総額

3 5 (略)

七 七級地 百分の三（規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四・六）

3 (略)  
(勤勉手当)

第二十四条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

3 5 (略)

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 (略)</p>

別表第一 から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第9条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,000	210,000	270,100	334,800	419,500
	2	168,500	211,700	272,500	337,000	421,300
	3	170,000	213,300	274,800	339,100	423,100
	4	171,500	215,000	277,000	341,100	424,800
	5	173,100	216,800	279,400	343,200	426,300
	6	175,000	218,400	281,700	345,000	427,800
	7	176,800	220,100	283,900	346,800	429,700
	8	178,600	221,700	286,000	348,400	431,600
	9	180,300	223,500	288,100	350,100	433,400
	10	182,400	225,400	290,400	352,200	435,200
	11	184,400	227,300	292,700	354,300	437,100
	12	186,300	229,200	294,800	356,400	438,900
	13	188,200	230,700	297,200	358,500	440,600
	14	190,300	232,700	299,000	360,500	442,500
	15	192,400	234,700	300,900	362,500	444,300
	16	194,500	236,700	302,600	364,500	446,200
	17	196,700	238,500	304,400	366,100	447,900
	18	199,000	241,200	306,700	368,000	449,700
	19	201,500	243,900	308,900	369,800	451,500
	20	203,800	246,600	311,300	371,800	453,300
	21	206,200	249,200	313,500	373,400	454,900
	22	207,800	252,000	315,900	375,300	456,600
	23	209,500	254,600	318,100	377,100	458,500
	24	211,200	257,300	320,700	379,000	460,200
	25	212,700	259,600	323,100	380,300	461,900
	26	214,200	262,000	325,400	382,100	463,500
	27	215,900	264,500	327,600	383,900	465,100
	28	217,500	266,700	329,700	385,800	466,600
	29	219,000	269,200	331,800	387,600	468,100
	30	220,700	271,500	333,400	389,500	469,400
	31	222,400	273,700	335,000	391,400	470,700
	32	224,100	275,800	336,600	393,400	472,000
	33	225,500	277,900	338,400	395,100	473,200
	34	227,300	280,100	340,500	396,800	473,900
	35	229,100	282,200	342,600	398,400	474,600
	36	230,800	284,100	344,600	400,200	475,300
	37	232,300	286,400	346,700	401,400	475,900
	38	234,100	288,100	348,800	402,900	476,600
	39	235,900	290,000	351,000	404,300	477,300
	40	237,700	291,800	353,100	405,700	478,000

	41	239,400	293,200	355,000	407,400	478,600
	42	241,100	295,300	357,100	408,800	479,300
	43	242,700	297,300	359,000	410,100	480,000
	44	244,300	299,500	361,100	411,600	480,700
	45	245,500	301,500	362,900	413,200	481,300
	46	246,800	303,900	364,900	414,500	
	47	248,100	306,100	366,800	416,000	
	48	249,200	308,700	368,800	417,600	
	49	250,500	310,900	370,400	419,300	
	50	251,900	313,300	372,200	420,700	
	51	253,100	315,600	374,100	422,300	
	52	254,500	317,800	376,100	423,800	
	53	255,600	319,900	377,900	425,500	
	54	256,800	321,700	379,700	427,000	
	55	258,100	323,300	381,500	428,600	
	56	259,100	324,900	383,200	430,200	
	57	260,400	326,800	384,700	431,700	
	58	261,100	328,900	386,300	433,200	
	59	262,200	331,000	388,000	434,400	
	60	263,200	333,000	389,700	435,600	
	61	264,300	335,100	390,900	436,800	
	62	265,200	337,200	392,300	438,100	
	63	266,300	339,400	393,700	439,400	
	64	267,100	341,600	395,000	440,600	
	65	268,400	343,300	396,400	441,800	
	66	269,800	345,500	397,600	443,000	
	67	271,200	347,500	399,000	444,200	
	68	272,800	349,700	400,400	445,400	
	69	274,100	351,500	401,700	446,600	
	70	275,400	353,400	403,000	447,800	
	71	276,700	355,400	404,400	449,000	
	72	278,000	357,400	405,700	450,200	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	279,000	359,000	407,000	451,300	
	74	280,200	360,900	408,400	451,900	
	75	281,500	362,700	409,800	452,400	
	76	282,500	364,600	411,100	452,900	
	77	283,400	366,400	412,300	453,400	
	78	284,400	368,100	413,500	454,000	
	79	285,400	369,800	414,800	454,500	
	80	286,400	371,400	416,200	455,000	
	81	287,500	372,900	417,500	455,500	
	82	288,700	374,400	418,700	456,100	
	83	289,900	375,900	419,700	456,600	
	84	291,100	377,300	420,900	457,100	

85	292, 100	378, 400	422, 100	457, 600
86	293, 200	379, 800	423, 300	
87	294, 200	381, 200	424, 500	
88	295, 400	382, 500	425, 500	
89	296, 500	383, 800	426, 600	
90	297, 600	385, 100	427, 600	
91	298, 800	386, 300	428, 600	
92	300, 000	387, 600	429, 600	
93	300, 500	388, 900	430, 500	
94	301, 500	390, 000	431, 300	
95	302, 600	391, 300	432, 100	
96	303, 800	392, 500	432, 900	
97	304, 800	393, 900	433, 700	
98	305, 900	394, 900	434, 100	
99	306, 900	396, 000	434, 500	
100	308, 000	397, 000	434, 900	
101	308, 900	397, 900	435, 300	
102	310, 000	398, 900	435, 600	
103	311, 100	400, 000	435, 900	
104	312, 100	401, 100	436, 200	
105	312, 700	401, 800	436, 500	
106	313, 600	402, 700	436, 800	
107	314, 400	403, 600	437, 100	
108	315, 200	404, 500	437, 300	
109	316, 100	405, 300	437, 500	
110	316, 500	406, 200	437, 800	
111	316, 900	407, 000	438, 100	
112	317, 400	407, 800	438, 300	
113	318, 000	408, 400	438, 500	
114	318, 400	409, 100	438, 800	
115	318, 900	409, 800	439, 100	
116	319, 400	410, 500	439, 300	
117	320, 000	411, 100	439, 500	
118	320, 500	411, 600		
119	320, 900	412, 000		
120	321, 400	412, 400		
121	321, 900	412, 800		
122	322, 300	413, 100		
123	322, 800	413, 400		
124	323, 300	413, 600		
125	323, 900	413, 800		
126	324, 200	414, 100		
127	324, 500	414, 400		
128	324, 800	414, 600		

129	325,000	414,800			
130	325,300	415,100			
131	325,600	415,400			
132	325,900	415,600			
133	326,100	415,800			
134	326,300	416,100			
135	326,500	416,400			
136	326,800	416,600			
137	327,100	416,800			
138	327,300	417,100			
139	327,600	417,400			
140	327,900	417,600			
141	328,100	417,800			
142	328,300	418,100			
143	328,600	418,400			
144	328,800	418,600			
145	329,100	418,800			
146	329,300				
147	329,600				
148	329,900				
149	330,100				
150	330,300				
151	330,600				
152	330,900				
153	331,100				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 236,600	円 276,900	円 305,600	円 333,700	円 417,800

- 備考 (一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 (第9条関係)

中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,000	182,800	270,100	298,600	409,300
	2	168,500	184,900	272,500	301,200	410,800
	3	170,000	187,000	274,800	304,000	412,300
	4	171,500	189,200	277,000	306,400	413,800
	5	173,100	191,200	279,400	308,900	415,200
	6	175,000	193,200	281,700	311,000	416,600
	7	176,800	195,300	283,900	313,300	418,100
	8	178,600	197,400	286,000	315,400	419,700
	9	180,300	199,600	288,100	317,500	421,100
	10	182,400	202,200	290,400	319,800	422,500
	11	184,400	204,800	292,700	322,200	423,900
	12	186,300	207,400	294,800	324,700	425,200
	13	188,200	210,000	297,200	327,100	426,500
	14	190,300	211,700	299,000	329,000	427,900
	15	192,400	213,300	300,900	330,900	429,300
	16	194,500	215,000	302,600	333,000	430,700
	17	196,700	216,800	304,400	334,800	431,900
	18	199,000	218,400	306,700	337,000	433,200
	19	201,500	220,100	308,900	339,100	434,400
	20	203,800	221,700	311,300	341,100	435,700
	21	206,200	223,500	313,500	343,200	436,800
	22	207,800	225,400	315,900	345,000	438,000
	23	209,500	227,300	318,100	346,800	439,300
	24	211,200	229,200	320,700	348,400	440,600
	25	212,700	230,700	323,100	350,100	441,900
	26	214,100	232,700	325,400	351,900	443,100
	27	215,700	234,700	327,600	353,800	444,100
	28	217,200	236,700	329,700	355,700	445,200
	29	218,900	238,500	331,800	357,500	446,400
	30	220,600	241,200	333,400	359,300	447,200
	31	222,300	243,900	335,000	361,000	448,000
	32	224,000	246,600	336,600	362,900	448,900
	33	225,300	249,200	338,400	364,200	449,800
	34	227,000	252,000	340,500	365,900	450,300
	35	228,700	254,600	342,600	367,400	450,800
	36	230,300	257,300	344,600	369,200	451,300
	37	231,700	259,600	346,600	371,100	451,800
	38	233,400	262,000	348,500	372,600	452,300
	39	235,100	264,500	350,500	373,900	452,800
	40	236,800	266,700	352,400	375,500	453,300



	41	238,400	269,200	353,900	376,600	453,800
	42	240,100	271,500	355,700	378,000	454,300
	43	241,700	273,700	357,300	379,400	454,800
	44	243,300	275,800	359,000	380,900	455,300
	45	244,900	277,900	360,800	382,300	455,800
	46	246,400	280,100	362,500	383,900	
	47	247,700	282,200	363,800	385,500	
	48	249,000	284,100	365,400	387,000	
	49	250,100	286,400	366,600	388,400	
	50	251,400	288,100	368,100	389,900	
	51	252,800	290,000	369,700	391,400	
	52	253,900	291,800	371,300	392,800	
	53	255,000	293,200	372,700	394,000	
	54	256,400	295,300	374,200	395,300	
	55	257,400	297,300	375,700	396,400	
	56	258,400	299,500	377,200	397,500	
	57	259,600	301,500	378,700	398,900	
	58	260,600	303,900	380,100	400,100	
	59	261,700	306,100	381,500	401,300	
	60	262,700	308,700	382,800	402,600	
	61	263,900	310,900	383,700	403,800	
	62	264,600	313,300	384,900	404,800	
	63	265,500	315,600	386,100	406,200	
	64	266,100	317,800	387,200	407,500	
	65	267,100	319,900	388,100	408,700	
	66	268,500	321,700	389,300	409,800	
	67	269,600	323,300	390,300	411,000	
	68	270,900	324,900	391,400	412,100	
	69	272,400	326,800	392,600	413,100	
	70	273,900	328,900	393,600	414,300	
	71	275,200	331,000	394,700	415,500	
	72	276,600	333,000	395,900	416,700	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	277,400	335,100	396,900	417,300	
	74	278,400	337,200	398,000	418,100	
	75	279,600	339,400	399,100	418,800	
	76	280,600	341,600	400,200	419,300	
	77	281,800	343,300	401,100	419,600	
	78	282,800	345,200	402,000	420,000	
	79	284,000	346,900	403,000	420,400	
	80	284,900	348,700	404,000	420,800	
	81	286,100	350,500	404,800	421,100	
	82	286,900	352,300	405,600	421,500	
	83	287,900	353,700	406,300	421,900	
	84	288,900	355,500	407,100	422,200	

85	289,800	356,700	407,800	422,500
86	290,700	358,300	408,600	422,900
87	291,400	359,800	409,300	423,300
88	292,400	361,300	410,000	423,600
89	293,400	362,600	410,600	423,900
90	294,300	363,900	411,300	424,200
91	295,200	365,300	411,800	424,500
92	296,000	366,700	412,500	424,700
93	296,300	368,200	412,900	424,900
94	297,000	369,500	413,300	425,200
95	297,700	370,800	413,600	425,500
96	298,500	372,000	413,900	425,700
97	299,300	373,000	414,200	425,900
98	300,100	374,000	414,500	426,200
99	300,900	375,000	414,800	426,500
100	301,600	376,000	415,000	426,700
101	302,500	376,900	415,200	426,900
102	303,000	377,900	415,500	
103	303,500	378,900	415,800	
104	304,000	379,900	416,000	
105	304,200	380,700	416,200	
106	304,600	381,600	416,500	
107	304,900	382,500	416,800	
108	305,100	383,500	417,000	
109	305,300	384,300	417,200	
110	305,500	385,300	417,500	
111	305,800	386,300	417,800	
112	306,100	387,300	418,000	
113	306,300	387,900	418,200	
114	306,500	388,800	418,500	
115	306,700	389,700	418,800	
116	307,000	390,600	419,000	
117	307,300	391,400	419,200	
118	307,600	392,100		
119	307,900	392,900		
120	308,200	393,700		
121	308,400	394,300		
122	308,600	395,100		
123	308,800	395,800		
124	309,100	396,500		
125	309,400	397,100		
126		397,800		
127		398,300		
128		398,900		

129			399,600		
130			400,200		
131			400,700		
132			401,200		
133			401,500		
134			401,800		
135			402,100		
136			402,400		
137			402,700		
138			403,000		
139			403,300		
140			403,600		
141			403,900		
142			404,200		
143			404,500		
144			404,800		
145			405,000		
146			405,300		
147			405,600		
148			405,800		
149			406,000		
150			406,300		
151			406,600		
152			406,800		
153			407,000		
154			407,300		
155			407,600		
156			407,800		
157			408,000		
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 227,800	円 273,700	円 300,700	円 327,000	円 407,800

- 備考 (一) この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。  
(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 (第9条関係)

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,700	194,100	229,400	284,700	329,600
	2	159,100	195,700	231,000	286,600	331,600
	3	160,500	197,300	232,600	288,700	333,800
	4	161,900	198,900	234,200	290,700	336,000
	5	163,100	200,400	235,600	292,800	337,800
	6	164,900	201,900	237,200	294,900	340,000
	7	166,600	203,500	238,700	296,800	342,000
	8	168,200	205,000	240,300	298,800	344,200
	9	169,800	206,600	241,200	300,600	346,000
	10	171,500	208,300	242,600	302,500	348,100
	11	173,100	209,900	244,000	304,100	350,200
	12	174,900	211,600	245,100	305,700	352,300
	13	176,300	213,000	246,600	307,700	353,800
	14	178,100	214,600	247,900	309,600	355,800
	15	180,000	216,200	249,100	311,700	357,700
	16	181,800	217,800	250,400	313,700	359,700
	17	183,700	219,200	251,200	315,700	361,500
	18	185,200	220,800	252,400	317,700	363,500
	19	187,000	222,500	253,500	319,800	365,500
	20	188,800	224,200	254,600	321,900	367,500
	21	190,300	225,500	256,000	323,700	369,300
	22	191,800	227,000	256,800	325,700	371,300
	23	193,300	228,400	257,700	327,500	373,400
	24	194,800	229,900	258,600	329,500	375,500
	25	196,400	231,100	259,600	331,200	376,900
	26	197,700	232,500	260,700	333,100	378,700
	27	199,200	233,800	261,800	335,100	380,500
	28	200,600	235,000	263,000	337,100	382,200
	29	202,100	236,200	264,400	338,400	384,000
	30	203,300	237,500	266,000	340,200	385,500
	31	204,600	239,000	267,600	341,900	387,100
	32	205,900	240,300	269,100	343,700	388,800
	33	207,300	241,300	270,400	345,400	390,100
	34	208,700	242,600	272,100	347,200	391,400
	35	210,000	243,500	273,700	349,100	392,700
	36	211,400	244,700	275,300	350,900	393,900
	37	212,500	246,000	276,700	352,700	395,000
	38	213,800	247,100	278,200	354,400	396,200
	39	215,100	248,200	279,800	356,000	397,300
	40	216,400	249,300	281,200	357,700	398,400

	41	217,500	250,400	282,400	358,900	399,200
	42	218,700	251,300	283,800	360,000	400,000
	43	219,900	252,200	285,300	361,200	400,800
	44	221,100	253,000	286,800	362,400	401,600
	45	222,200	254,100	288,300	363,600	402,000
	46	223,300	255,400	290,000	364,400	402,600
	47	224,300	256,700	291,700	365,600	403,100
	48	225,300	257,900	293,300	366,700	403,500
	49	226,200	259,400	294,500	367,700	403,900
	50	227,100	260,800	296,100	368,700	404,200
	51	228,000	262,000	297,400	369,700	404,500
	52	228,900	263,200	299,000	370,700	404,800
	53	229,200	264,200	300,300	371,500	405,100
	54	230,000	265,500	301,800	372,300	405,400
	55	230,600	266,800	303,200	373,200	405,700
	56	231,400	267,900	304,700	374,100	406,000
	57	232,100	268,700	305,700	374,600	406,300
	58	232,800	269,900	306,900	375,400	406,600
	59	233,400	271,100	308,100	376,200	406,900
	60	234,000	272,200	309,500	377,000	407,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	234,700	273,100	310,800	377,400	407,500
	62	235,300	274,200	312,000	378,100	407,800
	63	235,900	275,300	313,300	378,800	408,100
	64	236,600	276,400	314,500	379,500	408,400
	65	237,200	277,200	315,900	379,900	408,600
	66	237,900	278,300	316,700	380,500	
	67	238,600	279,200	317,500	381,200	
	68	239,300	280,300	318,300	381,800	
	69	239,900	281,300	318,900	382,200	
	70	240,500	282,300	319,600	382,700	
	71	241,100	283,400	320,300	383,200	
	72	241,600	284,500	320,900	383,700	
	73	242,200	285,100	321,600	384,300	
	74	242,900	285,800	321,800	384,800	
	75	243,600	286,300	322,400	385,400	
	76	244,100	287,100	323,000	386,000	
	77	244,500	287,900	323,600	386,500	
	78	245,000	288,500	324,100	387,000	
	79	245,500	289,100	324,600	387,500	
	80	245,800	289,700	325,100	388,000	
	81	246,100	290,400	325,700	388,300	
	82	246,400	290,900	326,200	388,800	
	83	246,700	291,300	326,600	389,200	
	84	247,000	291,700	327,100	389,600	

	85	247,300	291,900	327,600	390,000	
	86		292,100	328,000		
	87		292,300	328,200		
	88		292,500	328,600		
	89		292,900	329,000		
	90		293,100	329,400		
	91		293,300	329,800		
	92		293,500	330,200		
	93		293,900	330,500		
	94		294,100	330,700		
	95		294,300	331,100		
	96		294,600	331,400		
	97		295,000	331,600		
	98		295,300	331,900		
	99		295,500	332,200		
	100		295,800	332,500		
	101		296,100	332,700		
	102		296,300	333,000		
	103		296,500	333,400		
	104		296,800	333,600		
	105		297,100	333,800		
	106			334,000		
	107			334,400		
	108			334,600		
	109			334,800		
	110			335,200		
	111			335,600		
	112			336,000		
	113			336,200		
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 191,300	円 217,900	円 246,100	円 284,700	円 325,400

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四 (第9条関係)

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	152,700	201,100	237,000	268,600	293,300	321,800
	2	153,800	202,900	238,600	270,300	295,500	324,000
	3	155,000	204,700	240,100	271,800	297,600	326,300
	4	156,100	206,500	241,600	273,600	299,600	328,500
	5	157,200	208,000	242,900	275,300	301,400	330,700
	6	158,300	209,800	244,500	277,100	303,400	332,700
	7	159,400	211,600	246,000	278,900	305,200	334,900
	8	160,500	213,400	247,500	280,900	306,800	337,100
	9	161,500	215,000	248,600	282,800	308,700	339,000
	10	162,900	216,800	250,100	284,800	311,000	341,200
	11	164,200	218,600	251,600	286,700	313,200	343,200
	12	165,500	220,400	252,900	288,600	315,500	345,400
	13	166,700	221,800	254,400	290,500	317,600	347,200
	14	168,200	223,600	255,600	292,300	319,700	349,200
	15	169,700	225,300	256,900	293,800	321,900	351,200
	16	171,300	227,100	258,100	295,200	324,000	353,200
	17	172,400	228,700	259,400	297,000	325,900	354,900
	18	173,800	230,400	260,800	299,000	327,900	356,900
	19	175,200	232,000	262,200	301,100	329,900	358,700
	20	176,600	233,500	263,700	303,100	331,900	360,600
	21	177,900	234,800	265,300	305,000	333,600	362,500
	22	180,400	236,400	267,000	307,100	335,700	364,400
	23	182,900	238,000	268,600	309,100	337,700	366,400
	24	185,400	239,500	270,200	311,200	339,800	368,300
	25	187,800	240,500	272,000	312,900	341,200	370,300
	26	189,500	242,000	273,800	315,000	343,100	372,200
	27	191,100	243,300	275,500	317,000	345,000	374,200
	28	192,800	244,500	277,200	319,000	346,900	376,200
	29	194,300	245,700	278,800	320,700	348,500	377,700
	30	196,000	246,700	280,500	322,700	350,400	379,500
	31	197,800	247,700	282,300	324,800	352,300	381,300
	32	199,500	248,700	283,800	326,900	354,100	382,900
	33	201,100	249,800	285,000	328,100	356,000	384,700
	34	202,500	250,700	286,700	330,100	357,800	386,100
	35	204,000	251,600	288,300	332,000	359,600	387,600
	36	205,500	252,600	290,000	334,100	361,300	389,200
	37	206,800	253,500	291,600	336,000	362,700	390,600
	38	208,100	254,800	293,300	337,900	364,000	391,800
	39	209,300	256,000	295,100	339,900	365,400	393,000
	40	210,600	257,300	296,900	341,800	366,800	394,100

41	211,900	258,600	298,400	343,700	368,100	395,200
42	213,200	260,000	300,100	345,600	369,000	396,400
43	214,500	261,200	301,600	347,400	370,100	397,600
44	215,800	262,400	303,200	349,300	371,200	398,700
45	216,900	263,500	304,800	350,800	372,000	399,400
46	218,200	264,700	306,500	352,200	372,900	400,100
47	219,500	266,000	308,100	353,700	373,800	400,800
48	220,800	267,100	309,800	355,200	374,700	401,500
49	221,800	268,200	310,700	356,800	375,600	402,100
50	222,900	269,200	312,200	357,600	376,400	402,700
51	223,900	270,400	313,700	358,800	377,200	403,200
52	224,900	271,500	315,300	359,800	378,000	403,600
53	225,900	272,500	316,900	360,700	378,700	404,000
54	226,800	273,500	318,500	361,800	379,400	404,300
55	227,700	274,600	320,100	362,700	380,100	404,600
56	228,600	275,700	321,600	363,800	380,800	404,900
57	228,900	276,600	323,100	364,700	381,300	405,200
58	229,700	277,600	324,300	365,400	381,900	405,500
59	230,400	278,500	325,500	366,100	382,500	405,800
60	231,100	279,600	326,700	366,800	383,200	406,100
61	231,800	280,700	327,400	367,200	383,600	406,400
62	232,600	281,700	328,300	367,800	384,300	406,700
63	233,300	282,600	329,100	368,500	384,900	407,000
64	233,900	283,600	329,900	369,200	385,500	407,300
65	234,500	284,100	330,800	369,500	385,900	407,600
66	235,100	285,000	331,200	370,200	386,500	407,900
67	235,700	285,700	331,900	370,900	387,100	408,200
68	236,400	286,600	332,700	371,600	387,700	408,500
69	237,100	287,600	333,500	371,900	388,100	408,700
70	237,700	288,400	334,200	372,500	388,600	409,000
71	238,200	289,200	334,900	373,200	389,100	409,300
72	238,900	290,000	335,600	373,800	389,700	409,600
73	239,600	290,800	336,100	374,100	390,000	409,800
74	240,200	291,300	336,700	374,700	390,400	410,100
75	240,800	291,700	337,200	375,400	390,800	410,400
76	241,300	292,200	337,800	376,000	391,200	410,600
77	241,900	292,400	338,100	376,400	391,500	410,800
78	242,600	292,700	338,600	376,900	391,800	411,100
79	243,300	292,900	339,000	377,500	392,100	411,400
80	243,800	293,300	339,500	378,000	392,400	411,600
81	244,300	293,500	339,900	378,500	392,600	411,800
82	244,900	293,700	340,400	379,100	392,900	412,100
83	245,500	294,100	340,900	379,600	393,200	412,400
84	246,000	294,400	341,400	379,900	393,400	412,600

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員



85	246,500	294,700	341,700	380,300	393,600	412,800
86	247,100	295,000	342,100	380,800	393,900	
87	247,700	295,300	342,600	381,200	394,200	
88	248,200	295,700	343,000	381,600	394,400	
89	248,700	296,000	343,300	382,000	394,600	
90	249,200	296,400	343,700	382,500	394,900	
91	249,500	296,700	344,200	382,900	395,200	
92	249,900	297,100	344,600	383,300	395,400	
93	250,200	297,300	344,800	383,600	395,600	
94		297,500	345,200			
95		297,800	345,700			
96		298,200	346,100			
97		298,400	346,300			
98		298,700	346,700			
99		299,100	347,100			
100		299,500	347,400			
101		299,700	347,700			
102		300,000	348,100			
103		300,400	348,500			
104		300,700	348,900			
105		300,900	349,400			
106		301,200	349,800			
107		301,600	350,200			
108		301,900	350,600			
109		302,100	351,100			
110		302,500	351,500			
111		302,900	351,800			
112		303,200	352,100			
113		303,400	352,600			
114		303,600				
115		303,900				
116		304,300				
117		304,500				
118		304,700				
119		305,000				
120		305,300				
121		305,700				
122		305,900				
123		306,200				
124		306,500				
125		306,800				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 190,300	円 217,800	円 257,800	円 277,200	円 292,300	円 317,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項から第七項までの規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下この項及び第八項において「新条例」という。）第十五条の二第二項の規定は、令和四年四月一日から、新条例第二十四条第二項の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 令和五年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（県委員会及び人事委員会が共同で定める規則（以下「規則」という。）で定める職員を除く。）には、令和六年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

7 前三項の規定による給料を支給される職員に関する公立学校職員の給与に関する条例第十二条第二項、第十二条の二第一項、第二十五条第一項及び第二十五条の二第一項の規定の適用については、同条例第十二条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第五十五号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第四項から第六項までの規定による給料の額との合計額」と、同条例第十二条の二第一項、第二十五条第一項及び第二十五条の二第一項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と令和四年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(給与の内払)

8 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

10 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号の改正規定中「百分の九十五」を「六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百五」に、同項第二号の改正規定中「百分の四十五」を「六月に支給する場合には百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十」に改める。

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年12月20日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和4年度～令和7年度 三重県総合教育センター清掃業務委託

- (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとします。  
ただし、契約の履行期間は、令和5年4月1日（土）から令和8年3月31日（火）までとします。
  - (4) 委託業務履行場所  
三重県津市大谷町12番地 三重県総合教育センター地内
  - (5) 総合評価方式による一般競争入札  
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格  
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。  
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。  
エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号のいずれか、かつ、第5号及び第7号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。  
オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の選任技術者として配置できること。  
カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年以上履行した実績（6月以上継続の清掃業務実績を含みます。）があること。  
キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含みます。）していること。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により本入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が本システムに入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和5年1月17日（火）12時まで、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあっては14に掲げる所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。
- また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
  - (4) 2(2)エからキまでを証明する書類（技術提案書の提出時に確認できる場合は不要です。）
- 5 技術提案書の作成について
- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。

- (2) 提出部数は2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。
  - (3) 原稿サイズはA4を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね100ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本にしてください。
  - (4) 正本・副本共に、表紙、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けなくても可）。
  - (5) 製本の編綴順序は、評価基準表の評価順序のとおりに編綴してください。
  - (6) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
  - (7) 技術提案書提出時に配置予定として選任された建築物環境衛生管理技術者は、契約時に行政機関へ選任を届け出て受理されない場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、三重県物件関係落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
  - (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、評価対象の有資格者の人数が提案書に記載された有資格者を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、三重県物件関係落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
    - ア 建築物環境衛生管理技術者
    - イ ビルクリーニング技能士
    - ウ 清掃作業監督者
  - (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置された清掃従業員の平均実務経験年数を確認します。その平均経験年数が技術提案書に記載された年数を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、三重県物件関係落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて3名以内とします。また、経営状況の説明を求める場合がありますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者以外に、経営状況について説明できる方の出席をお願いします。（なお、建築物環境衛生管理技術者が経営状況を説明できる場合は除きます。）

なお、詳細は12(4)に掲げる日程及び方法により実施します。
  - (2) 選任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は【0点】とします。
  - (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が【0点】となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点は【0点】となり、落札者としません。
  - (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札の後【無効】とし、落札者としません。
- 7 入札方法及び落札者の決定方法
- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
  - (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
  - (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- 8 低入札価格調査制度に関する事項
- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
  - (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

## 9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合があります。

(3) 契約は、14に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

## 10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 11 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）。

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規則及び三重県電子調達システム（物件等）運用基準等に規定するところによります。

(7) 入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。

(8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

(11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

## 12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

令和4年12月27日（火）12時までに、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、14に掲げる所属へ書面（FAX可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、令和5年1月11日（水）までに、「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

令和5年1月17日（火）12時までに、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」を、14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

《結果通知》

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合  
令和5年1月23日（月）17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合  
令和5年1月23日（月）17時までに通知書を発送します。
- (3) 技術提案書等提出の日時及び方法等  
参加資格の結果通知日の翌日から令和5年1月30日（月）15時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。  
なお、郵送の場合は宛先に「三重県総合教育センター清掃業務委託技術提案書在中」と記載してください。
- (4) 技術提案書聴取会の日時  
ア 日程は次のとおりです。  
なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。  
令和5年2月8日（水）予定  
イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。  
ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。
- (5) 入札書提出の日時及び方法  
令和5年2月17日（金）15時までに、調達システムにより提出してください。  
※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。  
提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。  
ア 入札金額内訳書を提出しないもの  
イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの  
ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの  
エ 記載すべき項目が欠けているもの  
オ その他不備があるとき（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が無効と判断するもの等）  
※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて  
ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。  
イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。  
(再入札を行う場合) 別途通知します。  
書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、令和5年2月8日（水）から同月17日（金）15時までの間に、下記に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。  
指定する郵便局 三重県津市広明町13番地 三重県庁内郵便局  
※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。  
(指定する郵便局及び封筒宛名等記載例)  
指定する郵便局の郵便番号：514-0006  
指定する郵便局の住所：三重県津市広明町13番地  
指定する郵便局（宛先）：三重県庁内郵便局留め  
受取人：三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班  
案件名：「三重県総合教育センター清掃業務委託」入札書在中
- (6) 開札の日時及び場所  
日時 令和5年2月17日（金）15時30分  
場所 14に掲げる所属  
※ 開札に立会いを希望される場合は、14に掲げる所属に、開札日の1週間前までに連絡してください。
- (7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所  
落札候補者にあつては、令和5年2月22日（水）16時までに4(2)から(4)までの書類を14に掲げる所属へ提出してください。ただし、再度入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。  
また、提出した書類等について、説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課 企画支援班  
電話 059-224-2785 F A X 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-0007 三重県津市大谷町12番地 三重県総合教育センター内  
三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班 三上  
電話 059-226-3513 F A X 059-226-3706

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of Mie Prefectural Education Center

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, February, 17, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, February, 8, 2023 and 3:00 P.M. on Friday, February, 17, 2023.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Friday, February, 17, 2023.

(4) Managing Authority:

Mie Prefectural Education Center

12 Ootani-chou, Tsu city, Mie, 514-0007, Japan

TEL:059-226-3513

別記「落札候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 $\leq$ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について200点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格はすべて税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」、「技術評価点」の算出は、小数点以下を切り捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とし

ます。  
ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、くじ引きにて落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1.2とし、「価格評価点」200点、「技術評価点」240点の計440点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り、）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件 (清掃業務)	研修体制	130	28
		履行体制及び品質保証取組		71
		苦情処理		8
		検査体制		15
		顧客満足度向上への取組		8
	企業要件	契約実績	60	20
		従業員の雇用		20
		次世代育成支援活動		10
		地域社会貢献活動		10
	全般	業務の取組姿勢	50	50
合 計			440	440